

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 382
 2018年(平成30年)12月25日発行
 発行所: 自由同和会大阪府本部事務局
 堺市堺区宿屋町西1丁目22番2号 三徳ビル3F
 電話(072)224-1111
 発行人: 阪本孝義
 定価一部500円 年間6000円(送料込み)
 振込: 三菱UFJ銀行堺支店(普)0016138
 ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

平成31年度要望書を大阪府に提出

大阪府知事
 松井一郎様

自由同和会大阪府本部
 会長 阪本孝義

2019(平成31)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとする人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。さて、33年に渡り続けられてきました、同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

この間、行政による啓発をはじめとする様々な施策や運動団体の取り組みにより、差別事象は減少してきていることから、施策の見直しや廃止など、同和対策の終結に向けた取り組みが始まっていますが、同和問題は解決の過程にあるものの完全に解決された状態ではなく、今回の「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立はこのような取り組みに歯止めをかけるものであると期待しています。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋げていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、いずれの法律にも差別や人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるよう記載があります。

この様に、あらゆる差別が解消され、すべての人権が尊重される社会が構築されてきている今、簡易・迅速・柔軟に人権救済を図ることを目的とした、国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

また、格差社会は旧同和地区も例外ではなく、同和対策事業に依存した建築・土木業に従事する人が多く、「同和対策特別措置法」の終結や公共事業の減少などで、不安定な就労形態になり「格差社会」として重要な問題となっているのが現状であります。そのためにも、これら残存する格差はもとよりその要因を解消するべく新たな施策の拡充を要望いたします。

自由同和会大阪府本部といたしましても、このような状況を重く受け止め、その是正のため、府民の人権意識の向上及び同和行政の「総点検」に引き続き努めるとともに、同和行政のあるべき姿を考慮し、府民の皆様理解の得られる人権行政の確立に向けた政策提言に全力を尽くす所存であります。

大阪府におかれましては、あらゆる人権問題の解決は重要施策であり、特に同和問題の早期完全解決に関しては、より効率的かつ効果的施策の構築を積極的に推進していただくとともに、下記の要望について、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 松井一郎知事の同和問題早期解決に向けた決意を明らかにされたい。
- 2 基本要件
 - (1)「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、新たな施策は講じられるのか、また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
 - (2)「大阪府同和問題解決推進審議会」のより一層の充実を図られたい。
 - (3)「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、引き続き、簡易・迅速・柔軟な人権救済が可能となる法律が制定されるよう国に働きかけられたい。
 - (4)「部落差別の解消の推進に関する法律」の第6条に述べられている実態調査の実施に求めることは、地方公共団体が把握している部落差別の件数とその内容を国としてまとめることである。その認識の下、平成29年度に発生し、大阪府・大阪府教育庁が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。
 - (5)「大阪府人権教育推進計画」の進捗状況を明らかにされたい。
 - (6)人権教育・啓発の推進体制、特に府民に対する平成29年度の人権相談の窓口の実態を明らかにされたい。また、その充実が努められたい。
 - (7)職員及び教職員に対する人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実が努められたい。
 - (8)同和問題解決のため、府民に対して行っている啓発事業の実施状況を明らかにされたい。また、その充実が努められたい。
 - (9)安定就労に向けた雇用対策及び就職差別防止のための取り組みを明らかにされたい。
 - (10)自営業者等の経営の安定に向けた支援等の取り組みを明らかにされたい。
 - (11)人権センターなどの旧同和地区内施設が府民に開かれたコミュニティースペースとして活用されるための方向性や取り組みについて明らかにされたい。
 - (12)校区に旧同和地区を有する学校の児童・生徒の学力向上の方策及び進路の状況を明らかにされたい。
 - (13)「部落差別の解消の推進に関する法律」を悪用したエセ同和行為の増加が危惧されるが、同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。
 - (14)同和問題の早期解決に向けた地域の状況や事業の必要性の的確な把握をする為の方策を明らかにされたい。
 - (15)同和問題の早期解決のための総合調整機能を有する機関等のあり方について見解を明らかにされたい。
 - (16)同和問題・人権問題の解決を中心に据えた予算編成の考え方を明らかにされたい。
 - (17)「不動産取引における土地差別調査」の実態と今後の取り組みを明らかにされたい。
- 3 課題別要件
 - (1)福祉(生活)・高齢者
 - ①平成29年5月に「介護保険法」が改正された、介護保険の現状と今後の取り組みを明らかにされたい。
 - ②人権保育行政の現状について明らかにされたい。

